

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	1

## 告 示

## 高知県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡横矢字アワガサコ 1073番5	12	令和6年9月10日

## 高知県告示第529号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年9月10日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
----	----	--------------	--------------	----

土佐市高岡町字中栗之木	甲1693番6	5.00	33.66	
-------------	---------	------	-------	--

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月10日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時及び場所  
令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで  
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議室
- 試験の方法及び科目  
次に掲げる科目について筆記試験を行う。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験資格  
資格は、問わない。
- 提出書類  
(1) 受験願書1通  
(2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 受験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の配布場所及び請求先  
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課並びに同課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>）で配布する。  
なお、郵送により請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と記載の上、宛先を明記して110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 受験願書の受付期間及び提出先  
(1) 受付期間  
令和6年10月1日（火）から同月18日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、令和6年10月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。）  
(2) 提出先

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課  
8 合格者の発表

(1) 令和6年11月29日（金）から同年12月6日（金）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>）に掲示する。

(2) 合格者本人には、合格証を交付する。

9 その他の注意事項

(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。

(2) 詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

## 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年9月10日

高知県知事 濱田 省司

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和6年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額  
61,886,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため